

被保険者が検認対象者と別居している場合の仕送りについて

別居している家族（以下、検認対象者という）の生計費の半分以上が被保険者からの継続的な仕送りで維持されている事実が必要です。このため、仕送り額が検認対象者の収入以上であることが条件となります。

また、被扶養者の生計を維持するだけの仕送りをしつつ、被保険者世帯の生計も維持する必要があることから、以下の基準を目安として設定しております。

① 仕送り額の下限について

『仕送り＝検認対象者の生活費』という観点から、次表の下限を設けています。

表 1

検認対象者の人数	仕送りの下限額／月
1 人	6 万円
2 人	8 万円（合計）
3 人	9 万円（合計）
4 人	1 1 万円（合計）

※上記以外の人数の場合は、都度お問合せください。

② 被保険者の扶養能力について

被保険者の収入から検認対象者への仕送り額を差し引いた金額が次表の月額以上であることとしています。

その際、被保険者の収入基準は、書類到着日に当健保に登録されている標準報酬月額とさせていただきます。

表 2

被保険者を含む同一世帯人数 （当健保に加入していない家族は除く）	被保険者の月額 （仕送り額の差し引き後）
1 人	1 2 万円以上
2 人	1 6 万円以上
3 人	1 9 万円以上
4 人	2 1 万円以上
5 人	2 4 万円以上

※上記以外の人数の場合は、都度お問合せください。

<例>

標準報酬月額が 38 万円の被保険者が、別居している母親（年金収入月額が 2 万円 1 ヶ月の生活費が 10 万円）1 人を扶養したい。
母親への仕送りは 7 万円しており、被扶養者は配偶者と子供 1 人がいる。

- ・ 生計維持関係 : ①2 万円（検認対象者の収入）＜ 7 万円（仕送り額）⇒条件を満たしている
②5 万円（母の生活費×1/2）＜ 7 万円（仕送り額）⇒条件を満たしている
- ・ 仕送り額の下限 : ③6 万円（表 1）＜ 7 万円（仕送り額）⇒条件を満たしている
- ・ 被保険者の扶養能力 : ④19 万円（表 2）＜ 38 万円－7 万円＝31 万円（仕送り額差し引き後）
⇒条件を満たしている

③ 仕送り時期

仕送りは、基本的に日々の生活費の補助であるため、毎月継続して行なっていることが扶養の条件の一つとなります。上記理由より、毎月の仕送り額を低く設定し、賞与時に増額するような仕送り方法は認めていません。

④ 確認方法

本年3月、4月、5月の3ヶ月分の公的機関の証明（日付、金額、送金人、受取人が確認できる書類）を提出してください。

なお、被保険者以外で検認対象者と別居している親族が仕送りをしている場合は、その方の仕送り証明（直近1ヶ月分）も併せてご提出ください。

（例）仕送りの銀行振込利用明細、送金証明書、現金書留郵便の控など。

※仕送りの手渡しや、被保険者名義のカードを共有して利用するなどは、仕送りしている実態の証明ができませんので、認められません。

提出がない（又は手渡ししている）場合は、生計維持している確認ができないため、被扶養者の資格は削除となります。改めて1ヶ月分の仕送り実績を作っていただき、翌月からの認定となります。

⑤ 同居・別居の判断について

生活費を共にし、同じ家で寝食を共に一緒に暮らしている場合は「同居」、それ以外は「別居」となります。二世帯住宅で家計を分けている場合は「別居」となり、同じ住所でも仕送りが必要となります。

⑥ 仕送り証明の提出が免除される被扶養者

被保険者の会社の転勤命令により、同居している配偶者を含む家族（被扶養者）を残して単身赴任した場合は、残った家族（被扶養者）への仕送り証明の提出は免除されます。

例えば

- A. 妻、子、母と同居していた被保険者が家族を残して単身赴任した場合、自宅に残った家族（妻・父・母）への仕送り証明の提出は不要です。
- B. 妻、子、母と同居していた被保険者が妻と子を帯同して母を残して転居した場合、自宅に残った母への仕送り証明の提出は必要です。
- C. 母のみと同居していた被保険者が母を残して単身赴任した場合、自宅に残った母への仕送り証明の提出は必要です。

以上